

石垣市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項に基づく石垣市職員措置請求の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月22日

石垣市監査委員	前原 博一
石垣市監査委員	石垣 達也

決 定 書

第1 請求人

住所 石垣市

氏名 5名

第2 請求の要旨

本件請求の内容については石垣市職員措置請求書（以下「請求書」という。）の記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の趣旨

- (1) 石垣市長は石垣市所有にかかる別紙物件目録①(議案第1号「行政財産の用途廃止及び貸付について」添付「石垣市所有地一覧表(借地面積)」中、残置森林面積(借地料発生の対象外)で示された土地)欄の土地の土地を株式会社ユニマツトプレシヤス(本社：東京都港区南青山 2-12-14)による「(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画」開発の用に供してはならない。
- (2) 石垣市長は石垣市所有にかかる別紙物件目録②(添付資料議案第1号「行政財産の用途廃止及び貸付について」添付「石垣市所有地一覧表(借地面積)」中、「借地面積」欄)で示された土地、里道、農道を含む)の土地を株式会社ユニマツトプレシヤス(本社：東京都港区南青山 2-12-14)に対して「(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画」のために賃貸してはならない。
- (3) 石垣市長は別紙物件目録①、②にかかわらず、およそ同市所有の土地を株式会社ユニマツトプレシヤス(本社：東京都港区南青山 2-12-14)に対して、譲渡、賃貸、地上権、使用貸借その他の土地利用権を設定するなどして「(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画」開発の用に供してはならない。
- (4) 石垣市と株式会社ユニマツトプレシヤスとの間の別紙「残置森林等の管理に関する協定書」(以下「本件管理協定」という)は無効であることを確認する。
- (5) 石垣市は石垣市字石垣 1365-1 及び同 1365-133 の土地及び里道である同 1365-98、同 1365-80 の財産管理を怠っていることの確認。

2 措置請求の理由

第1 前提事実

1. 本件開発の概要

株式会社ユニマツトプレシヤス(本社：東京都港区南青山 2-12-14、以下、「ユニマツト社」という)は別紙物件目録①及び②の土地を含め、石垣市新川及び石垣市石垣にリゾート・ゴルフ場開発「(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画」(以下「本件開発」という)を予定している。

本件開発は「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という)」に基づく規制緩和を利用するもので、2022年3月22日には同法13条4項に基づく沖縄県知事承認を得た(以下、本件開発の承認)。今後、本件開発については都市計画法29条の開発許可手続き、森林法10条の2に基づく開発許可手続き、農地法に基づく農地転用許可手続きが進められる見込みである。

2. 本件開発区域内の石垣市所有地

石垣市の説明によると本件開発の事業面積は1,274,238㎡であり、うち石垣市有地234,610㎡〔貸付面積54,465㎡〕が含まれている。ゴルフコース及び10階建て、9階建て、5階建てなど宿泊施設などの建設を予定している。ユニマット社実施の環境影響評価書によると事業予定地の土地利用状況は農地(牧場、牧草地、畜舎)44.12ha、山林(樹林地)81.28ha、道路2.03haとされている。

3. 石垣市民の森

別紙物件目録①の土地の全部、別紙物件目録②の土地の一部が「石垣市民の森の設置及び管理に関する条例」(以下「市民の森条例」という)に基づいて設置、管理されている「石垣市民の森」(以下「本件公園」という)に含まれている。本件公園は地方自治法244条1項でいう「公の施設」である。

本件公園は「市民に森との関わりを取戻す拠点」として整備され、広く石垣市民、一般公衆に開かれた「森林空間施設」として石垣市が管理運営している土地である。本件は本件公園用地を別紙物件目録①の土地については無償で、別紙物件目録②の土地については有償で本件開発用地として提供するものである。別紙物件目録②の土地中、本件公園に属しない土地は本件開発に際して施設が建設される予定地で里道、農道などであった土地である。

なお、別紙物件目録①の土地について、令和3年12月10日「残置森林等の管理に関する協定書」がとりかわされている。同管理協定は森林法10条の2による開発許可申請添付書類であって、同法開発許可時より効力が発生するものである。

第2 開発行為の用に供する行為

1. 別紙物件目録①、②は石垣市がユニマット社に対し、開発区域として提供する土地である。開発行為とは通常土地の区画形質の変更行為を意味する。開発区域として提供するとは所有権の移転、賃借権の設定など開発行為を行い、開発行為後開発行為の目的に沿って土地利用が可能となるような土地利用権を設定することを意味する。別紙物件目録②の土地は賃借権の設定が行われる予定であり、別紙物件目録①の土地は無償で提供することが予定しているため、無償の地上権設定もしくは使用貸借の設定が予定されているといえる。

2. 本件開発行為に対しては都市計画法29条および森林法10条の2の各開発許

可が必要となる。両許可とも開発許可を得るためには「工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意」が必要とされている(都市計画法 33 条 1 項 14 号、沖縄県開発指導要綱第 3、(8)、森林法施行規則 4 条 3 項、沖縄県林地開発行為実施要綱 2 条、別表 20)。この「権利を有する者」とは、所有権者、賃借権者など土地利用権者などを意味し、「同意」とはこれらの者が開発行為を行い開発行為の目的として土地を利用することを許諾することを意味している。このことから開発行為の用に供するとは、開発行為を行い、その後開発目的のために土地を利用するだけの私的権限を与えることを意味することがわかる。

第 3 地方自治法違反

1. 地方自治法 237 条違反

地方自治法 237 条は適正な対価なくして自治体の財産を処分することを原則禁じている。本件は上記の通り無償で開発行為の用地として提供する行為であるから同条に違反する(232 条の 2 参照)。

2. 地方自治法 234 条の 4 違反

本件開発区域内の別紙物件目録①の土地は条例で管理された行政財産であるため、特定の者に開発行為という私的利用のための提供することはできないため(地方自治法 238 条の 4 第 1 項)、別紙物件目録①の土地を開発の用に供することは違法である。

第 4 市民の森条例違反

1. 市民の森条例の目的外行為

市民の森条例は「市民に」「暮らしの中で木や緑とのふれあいの場を提供することなどなど、石垣市民の森を幅広く市民一般に開放し、森林空間の利用を進めることを目的としている(条例 1 条)。別紙物件目録①の土地についても自然保護ゾーン、見本林ゾーン、園地ゾーンとして市民のため森林空間として整備が進められているところ、特定事業者のためのリゾート・ゴルフ場開発はこの目的と全く相容れない。

2. 市民の森条例の管理規定違反

市民の森条例は目的実現のため「地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により」「指定管理者」により管理業務を行わせるものとし(条例 4 条)、条例 5 条は管理業務を目的達成のための業務に限定している。指定管理者は事業計画書の作成が義務づけられ(条例 7 条)、市民の森公園の施設を利用する者は指定管理者の許可を受けなければならない(条例 11 条)。さらに施設利用者は利用料金を納めなければならないとしている(条例 15 条)。

3. 以上から本件公園用地をリゾート・ゴルフ場用地のために用地を無償提供する行為はこの条例の目的にも反し、条例の利用手続きや利用範囲も逸脱するもの

で違法であると言わなければならない。

第5 自然生態系の破壊

本件開発区域内にはカンムリワシの営巣地であり、重要なテリトリーでもあるところ、営巣について確認していない結果、何らの配慮もされていない。他にも、ヤエヤマセマルハコガメ、サキシマキノボリトカゲ、キバラヨシノボリ、ヒョウモンドジョウ、タウナギなど絶滅のおそれがある種、およびヤエヤマヒメホタルなど市民に親しまれた希少な野生動植物種が多数生息する自然度の高い区域であり、本件開発のような大規模開発行為は貴重な生態系を破壊するものである。このような開発行為のために本件公園の用地を提供することは条例の目的に反し違法である。また、カンムリワシは国の天然記念物として文化財保護法で保護され、国内希少野生動植物種として種の保存法により保護されているであるから、カンムリワシの個体に致命的な打撃を与える本件開発行為は文化財保護法や種の保存法に違反する。

本件開発の排水はラムサール条約登録湿地である名蔵アンパル干潟および名蔵湾に排出されるどころ、その影響は調査されていない。かような開発行為の用に石垣市の財産を供する行為もまた違法である。

第6 地域未来投資促進法に基づく知事承認の違法

1. 地域未来投資促進法4条の基本計画は「農業振興地域整備計画との調和」がとれたものでなければならず(同条4項)、かつ、本件土地利用調整計画も「農業振興地域整備計画との調和」がとれたものでなければならない(同法11条4項)。しかし、石垣市が定めた基本計画、土地利用調整計画はいずれも本件開発を前提としているところ、本件開発予定地内外には優良農地が多数含まれている結果、地域農業の持続性に著しい悪影響をもたらすものであり、農業振興地域整備計画とは相容れないものがある。従って、本件開発の承認は本法4条4項、同法11条4項に違反する違法な土地利用調整計画である。

2. 本件基本計画では地域環境との調和が必要であるところ、上記の通り、自然環境に適切な環境保全措置が講じられておらず、地域環境を破壊するもので違法である。

また、石垣島は八重山群島の中でも比較的平坦な地形を特徴とする景観を持つが、本件開発では標高52m～54mの地点に最高10階建ての建物が建つため、建物が稜線を分断し、深刻な景観破壊をもたらす。本件開発の承認はこの点でも基本計画に反し違法である。

本件開発予定地から極近距離に国立天文台・石垣市教育委員会・琉球大学等によって運営される石垣島天文台が存在し、天文学研究のみならず地域教育、地域観光にとって重要な役割を果たしている。ゴルフ場事業、宿泊事業による光害は

天文台に深刻な影響をもたらす。

3. 本件開発では環境影響評価書によれば、上水、地下水あわせて「最大揚水量 967 t / 日」を消費するが、その 7 割弱にあたる 678 t を賄う地下水に加え、上水、農業用水及び排水の地域社会に与える影響が考慮されていない。

4. 地域未来投資促進法に基づく本件開発の承認は、当該事業の実現可能であることが前提となったものであるが、別紙物件目録①の土地は公園用地であって、法律上、条例上リゾート・ゴルフ場開発用地とすることはできない結果、実現不能である。

5. 以上からおよそ石垣市の土地をユニマツト社のために提供する行為は地域未来投資促進法上の違法となる行為であるから許されない。

第 7 管理協定の無効確認

1. 本件管理協定の法的性質

本件管理協定はユニマツト社が沖縄県に対して森林法 10 条の 2 に基づく開発許可申請を行うことを前提に、その添付書類として整備されたものである。林地開発許可を得るためには沖縄県林地開発行為実施要綱によれば開発区域内に残置森林(40%以上)が必要とされているところ、石垣市が用地を提供して残置森林とする計画である。従って、管理協定の法的性質は石垣市がリゾート・ゴルフ場用地(別紙物件目録①の土地)をユニマツト社に提供した上で、借主であるユニマツト社に対して借主の管理義務のあり方を拘束した契約と言える。

2. 本件管理協定は無効である

そもそも、地方自治法、市民の森条例に違反するため、本件公園用地を民間企業のリゾート・ゴルフ場用地として提供することは許されない。加えて、市民の森公園条例では指定管理者を定め、指定管理者が条例の目的の範囲内で有料にて公園利用を認める管理方式をとっている。公園用地を使用貸借ないし無償の地上権など何らかの利用権を設定した上で管理方法を契約によって規制するという方式は条例に違反する。

第 8 土地境界の管理を怠っていること

石垣市は石垣市字石垣 1365-1 及び同 1365-133 の土地及び里道である同 1365-98、同 1365-80 を所有しているところ、これらの土地はユニマツト社所有の同 1365-96、同 1365-9、同 1365-99、同 1365-82、同 1365-81、同 1365-72、同 1365-56、同 1365-55、同 1365-97 などと境界を接している。ユニマツト社は同 1365-96 との境界を争っているところ、石垣市はこれを争おうとしない。同 1365-96 との境界以外もおよそ石垣市とユニマツト社との土地との境界が確定しない。石垣市は石垣市字石垣 1365-1 及び同 1365-133 の土地及び里道である同 1365-98、同

1365-80 の財産管理を怠っている。

第3 請求の受理

本件請求は、令和5年6月29日に提起され、同日受付け、同年7月6日に要件審査に係る補正を求め、同年7月14日に補正が提出され、同年7月18日に地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和5年6月29日から同年8月21日まで

2 監査の対象部

農林水産商工部、総務部、企画部、市民保健部、建設部、教育部

3 請求人の陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき請求人に対して、令和5年7月24日に陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

4 監査対象部からの関係資料及び弁明書の提出

農政経済課へ令和5年6月30日に本件請求に関する資料の提出を求め、同年7月4日に提出された。また同年7月25日に新たに本件に関する資料の提出を求め、8月2日付け及び3日付けで提出された。本件請求に対する弁明書が同年7月28日に提出された。

契約管財課へ令和5年7月11日に本件請求に関する資料の提出を求め、同年7月13日に提出された。

5 監査対象部の陳述及び証拠の提出

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部に対し、令和5年8月8日に陳述の場を設けた。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

本件請求のうち、石垣市所有地一覧表における①残置森林面積(地積合計：180,145 m²) (借地料発生の対象外)及び②借地面積(地積合計：54,465 m²)で示された土地に係る「(株)ユニマットプレシヤス(以下「ユ社」という。)に対する本件開発の用に供する行為」、前述の①及び②の土地にかかわらず「市有地の譲

渡、賃貸、地上権、使用貸借その他の土地利用権を設定するなどユ社に対する本件開発の用に供する行為」、「市とユ社との残置森林等の管理に関する協定書の無効」については、棄却し、市有地と主張する 4 筆「石垣市宇石垣外山田(以下、「字、小字名」は省略する。)1365-1、1365-133、1365-98 及び 1365-80 の財産管理を怠る行為」については却下する。

2 理由

(1) 関係法令等

本件請求の関係法令等は、次のとおりである。

ア 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)

イ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

ウ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)

エ 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)

オ 林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)

カ 石垣市民の森の設置及び管理に関する条例(平成 18 年石垣市条例第 10 号)

キ 石垣市公有財産規則(平成 3 年 3 月 28 日規則第 7 号)

ク 沖縄県林地開発行為実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日施行)

(2) 認定事実

監査の対象となった市有地のうち、石垣市所有地一覧における①残置森林面積(地積合計:180,145 m²) (借地料発生の対象外)及び②借地面積(地積合計:54,465 m²)で示された土地に係る「ユ社に対する本件開発の用に供する行為」、前述の①及び②の土地にかかわらず「市有地の譲渡、賃貸、地上権、使用貸借その他の土地利用権を設定するなどユ社に対する本件開発の用に供する行為」、「市とユ社との残置森林等の管理に関する協定書の無効」、市有地と主張する 4 筆「1365-1、1365-133、1365-98 及び 1365-80 の財産管理を怠る行為」については、監査対象部に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

ア 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下、「地域未来法」という。)に基づく基本計画について

国においては、地域未来法を制定し、地域の特性を活用した事業を生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するとしている。

令和 2 年 9 月 25 日に地域未来法第 4 条第 1 項に規定する基本計画を市及び県が共同で作成し、国から同意を得た(以下、「同意計画」という。)

地域未来法では、固定資産税の減免措置の創設や公的資産の優遇貸借(市有地

や施設を貸与し支援を行う。) 、金融、予算による支援措置、規制の特例措置等が示されており、地域未来牽引企業は、基本計画を策定した市や県に対して制度の柔軟な運用などを求めることができるとされている。

イ 地域経済牽引事業計画の知事承認について

令和4年3月22日に、ユ社が同意計画に沿って策定した地域経済牽引事業計画「石垣リゾート&コミュニティ計画」(以下「牽引事業計画」という。)を県知事が承認しており、現在、都市計画法や森林法による開発許可、林地開発許可の手続きを県において審査中であるとしている。

ウ 行政財産の用途廃止について

令和2年6月29日には、ユ社により「(仮)石垣リゾート&コミュニティ計画地内の里道・水路・市有地等の借地について」また、令和4年1月13日には「森林区域及び林道の用途廃止について」の提出があり、令和4年12月1日に行われた公有財産検討委員会での審議の結果、行政財産(森林区域、林道、里道、農道)の用途を廃止し、普通財産としてユ社に賃借することが決定された。これら一連の対応は、第4次石垣市総合計画、第3次石垣市国土利用計画、石垣市土地保全・利活用計画、石垣市都市計画マスタープラン、石垣農業振興地域整備計画、石垣市観光基本計画においても市の重要な施策として位置づけ、地域未来法に基づく同意計画を踏まえ、その実現を目指すものであり、その手続きも法令等を遵守したものであるとしている。

エ 残置森林等の管理に関する協定書について

令和3年12月10日、市とユ社との間で残置森林等の管理に関する協定書が締結された。当該協定書は、開発事業者に対し、残置森林等を維持、保全するなどの措置を担保するものであり、森林法第10条の2第1項及び沖縄県林地開発行為実施要綱第2条に基づき、当該開発行為による残置又は造成する森林の維持管理について当該自治体と協定書の締結を求めるもので、これに沿った対応であるとしている。

オ 地方自治法違反との指摘について

地方自治法第237条第2項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない。」旨を規定しているが、地方自治法第238条の4第7項は、「行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされていることから、県の定めた要綱等に基づき、同開発区域内の残置森林率40%以上を確保するため、協定を締結したものである。

具体的には、森林法第 10 条の 2 の規定により許可を受けた開発行為に伴い残置された森林が、開発行為の完了後も保全し善良に維持管理され、当該残置森林等が有する環境保全機能及び防災機能が適正に維持されることを目的として「残置森林等の管理に関する協定書」を締結したものであるから、市有地を無償で譲渡するものではないとしている。

また、請求人は地方自治法 234 条の 4 違反と主張しているが、この条文は存在しないことから、請求の内容から同法 238 条の 4 と思慮され、以下のとおり認定事実とする。

地方自治法第 238 条の 4 第 1 項では、行政財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与等を原則禁じている。そのため、牽引事業計画に必要な里道及び農道は令和 4 年 12 月 15 日付けで、森林区域(土地)の一部は令和 4 年 12 月 16 日付けで、行政財産の用途廃止を行い、地方自治法第 238 条の 5 に規定する普通財産として、今後ユ社に貸し付けるものであるとしている。

(3) 監査委員の判断

ア 市有地を本件開発行為の用に供することについて

請求人は、ユ社が進める石垣市字新川及び字石垣のリゾート・ゴルフ場開発「(仮称)石垣リゾート&コミュニティ計画」(以下、「開発計画」という。)への市有地の貸付等について、地方自治法第 237 条及び同法第 238 条の 4 並びに石垣市民の森条例に違反しており、無償提供及び貸付してはならないと主張している。

そこで、開発計画への市有地の貸付等が違法かどうか検討する。

市が開発計画への市有地の貸付等に至った経緯は、前述したように地域未来法により石垣市と沖縄県で作成した同意計画では、地域特性について「本市の魅力ある豊かな自然環境と景観を活用した観光、スポーツ分野を活用戦略」としており、長年、観光地でありながらゴルフ場がない現状に民間資本等を活用して解決を図るとしている。ユ社の開発計画は、同意計画に沿って策定された地域経済牽引事業として沖縄県知事が承認している。同意計画には、固定資産税の減免措置の創設や公的資産の優先貸借(本市が所有する土地や施設等を貸与し、支援を行っていく。)と明記されており、それに則ったものである。

貸付をする森林区域及び林道等の市有地については、各部署の事業計画への支障がない旨を確認し、公有財産検討委員会にて行政財産の用途を廃止し、普通財産として貸付けることを決定している。用途廃止した森林等については、石垣市民の森の施設整備計画がなく、かつ施設の運営上支障のない区域としている。

また、無償提供と主張している森林区域については、同開発計画に伴う森林法に基づく林地開発行為に係る残置する森林の維持管理による協定となっている。

地方自治法第 237 条第 2 項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段

として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」、同法第 238 条の 4 第 1 項は「行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的として、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。」、同法第 238 条の 5 第 1 項は、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定している。

以上のことから、今回の開発計画の用に供する貸付地については、石垣市公有財産規則等に基づいて行政財産の用途を廃止し、普通財産として貸付けるものであり、また、残置する森林の維持管理による協定は、森林法に基づく林地開発行為に係る手続きとして行ったものである。したがって、違法又は不当な行為であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。

イ 残置森林等の管理に関する協定書について

請求人は、市民の森条例では指定管理者を定め、指定管理者が条例の目的の範囲内で有料にて公園利用を認める管理方式をとっており、公園用地を使用貸借ないし無償の地上権など何らかの利用権を設定した上で管理方法を契約によって規制するという方式は条例に違反するため、残置森林等の管理に関する協定書は無効であると主張している。

そこで、市による当該協定書の締結が違法又は不当な行為かどうかを検討する。

市がユ社との間で当該協定書を締結した経緯については、当該協定書は開発事業者に対し、残置森林等を維持、保存するなどの措置を担保するものであり、森林法第 10 条の 2 第 1 項及び沖縄県林地開発行為実施要綱第 2 条に基づき、当該開発行為による残置又は造成する森林の維持管理について当該自治体との協定書の締結を求めるもので、これに沿った対応として、令和 3 年 12 月 10 日、市とユ社との間で当該協定書が締結された。

市民の森については、平成 3 年 3 月に石垣市民の森設置計画が策定され、林業基本法に基づく国の林業構造改善事業等を活用して、平成 2 年度に林産物等販売用施設、同 5 年度に展望広場、林業総合センター、同 6 年度に総合センター前広場を、同 9 年度に記念の森、やすらぎの森等を整備し、各施設の管理規程を制定し、維持管理を行ってきた。その後、指定管理者制度の導入に合わせて平成 18 年 3 月 30 日に石垣市民の森の設置及び管理に関する条例を制定し、指定管理者にこれらの施設等の維持管理業務を委託している。

当該協定書で定める森林の維持管理区域である残置森林面積(借地料発生の対象外)で示された土地については、林道及び遊歩道なども市民等の利用が可能であり、市民の森の施設管理者の運営上にも影響はないとしている。

市民の森条例違反との指摘については、同土地は行政財産であり、地方自治法

第 238 条の 4 では、行政財産について貸し付けや私権を設定することができないとされていることから、請求人の主張する公園用地を使用貸借ないし無償の地上権など何らかの利用権を設定するものではなく、前述のとおり森林法等に基づく開発行為により残置又は造成する森林(緑地)の維持管理について協定を締結したものである。当該協定書の締結に係る事務手続きについては法令等に基づいて行われているものであることから、当該協定書の締結が違法又は不当な行為であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。

ウ 市有地と主張する 4 筆「1365-1、1365-133、1365-98 及び 1365-80」の財産管理を怠る行為について

請求人は、1365-1、1365-133、1365-98 及び 1365-80 の土地について、ユ社は、同社所有地である 1365-96 との境界を争っているところ、石垣市がこれを争おうとせず、4 筆に係るその他の土地境界に関しても確定していないことを理由として、4 筆の財産管理を怠っていると主張している。

1365-98 及び 1365-80 については、民有地である。また 1365-1 及び 1365-133 については、令和 4 年 7 月 28 日付で提起された職員措置請求第 43 号において既に審査決定済みである。

よって、本件請求は主文のとおり決定する。